

昭和二十六年運輸省令第六十七号

道路運送車両の保安基準

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三章の規定に基き、道路運送車両の保安基準を次のように定める。

目次

- 第一章 総則(第一条—第一条の三)  
第二章 自動車の保安基準(第二条—第五十八条の二)

第三章 原動機付自転車の保安基準

- 第一節 一般原動機付自転車の保安基準(第五十九条—第六十六条の四の二)

- 第二節 特定小型原動機付自転車の保安基準(第六十六条の五—第六十六条の十)

- 第三節 原動機付自転車の保安基準

- 第四節 軽車両の保安基準(第六十八条—第七十三条)

- 附則 第二節 雜則(第六十七条—第六十七条の三)

- 第四章 軽車両の保安基準(第六十八条—第七十三条)

(用語の定義) 第二条に定めるもののか、次の各号の定めるところによる。  
第一条 この省令における用語の定義は、道路運送車両法(以下「法」という。)第二条に定めるもののか、次の各号の定めるところによる。

一 「けん引自動車」とは、専ら被けん引自動車をけん引することを目的とする否とにかかわらず、被けん引自動車をけん引する目的に適合した構造及び装置を有する自動車をい

二 「被けん引自動車」とは、自動車によりけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する自動車をい。

二の二 「ポール・トレーラ」とは、柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車にけん引される構造の被けん引自動車をい。

二の三 「セミトレーラ」とは、前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものをいう。

三 削除  
四 「旅客自動車運送事業用自動車」とは、道路運送法第二条第三項の旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

五 「幼児専用車」とは、専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。

六 「空車状態」とは、道路運送車両が、原機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。

七 「高圧ガス」とは、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高压ガスをいう。

八 「ガス容器」とは、前号の高压ガスを蓄積するための容器をいう。

九 「ガス運送容器」とは、第七号の高压ガスを運送するため車台に固定されたガス容器をいう。

十 「内圧容器」とは、常用の温度における圧力(ゲージ圧力をいう。以下同じ。)が〇・二メガパスカル以上の圧縮ガスで高压ガス以外のものを蓄積するための容器(制動装置用容器以外の容器で、内径二百ミリメートル未満、長さ千ミリメートル未満のもの又は容積四十リットル未満のものを除く。)をいう。

十一 「火薬類」とは、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条の火薬類をいう。

十二 「危険物」とは、消防法(昭和二十三年法律第八百八十六号)別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

十三 「緊急自動車」とは、消防自動車、警察自動車、検察官において犯罪搜査のため使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者收容所又は地方入国管理局において容疑者の收容又は被收容者の警備のため使用する自動車、保存血液が販売する医薬品販売業者が保管血液の緊急輸送のため使用する自動車、医療機関が臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘要に必要な器材の緊急輸送のため使用する自動車、救急自動車、公用応急作業自動車、不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車及び国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車をいう。

十三の二 「道路維持作業用自動車」とは、道

路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四十一条第四項の道路維持作業用自動車をい

う。

十三の三 「締約国登録自動車」とは、道路交

通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第百九号)以下「特例法」という。)第二条第

二項の締約国登録自動車をいう。

十三の四 「締約国登録原動機付自転車」とは、

特例法第二条第二項の締約国若しくはその下部機構によりその法令に定める方法で登録されている原動機付自転車(付随車を除く。)であつて次に掲げる要件に該当するもの又はこれによりけん引される付隨車であつて次に掲げる要件に該当するものをいう。

十四 「輪荷重」とは、自動車の一個の車輪を

八 「輪荷重」とは、自動車の一個の車輪を

十五 「軸重」とは、自動車の車両中心線に垂直な一メートルの間隔を有する二平行鉛直面間に中心のあるすべての車輪の輪荷重の総和をいう。

十六 「最遠軸距」とは、自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラにあつては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。

十七 「輪荷重」とは、自動車の一個の車輪を

八 「輪荷重」とは、自動車の一個の車輪を

第一條の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十一条第二項、第十五条第二項、第十七条第三項、第十七条の二第六項及び第十八条第六項の輸入の許可を受けた日から一年を経過しないものであること。

ハ 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第十六条の輸入の許可を受けた日から一年を経過しないものであること。

第一條の二 この省令の燃料の性状又は燃料に含まれる物質と密接な関係を有する技術基準は、告示で定める燃料が使用される場合に自動車又は原動機付自転車の安全性の確保及び公害の防止が図られるよう定めるものである。

(破壊試験)

イ 自家用自動車の一時輸入に関する通関条

約第二条1、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う通関税等の特例

に関する法律(昭和三十九年法律第一百一号)第十二条又は関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十四条(第七号に係る部分に限る。)若しくは第十七条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けて輸入されたものであること。

ロ 当該原動機付自転車を輸入した者の使用に供されるものであること。

ハ 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第十六条の輸入の許可を受けた日から一年を経過しないものであること。

第一條の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないと認められる場合に該当する場合に適用する。

イ 原動機の定格出力が〇・六〇キロワット以下であること。

ロ 告示で定める方法により測定した場合において、長さ一・九メートル以下、幅〇・六メートル以下であること。

ハ 最高速度が二十キロメートル毎時以下であること。

イ 原動機付自転車によつて支えられる構造のものをいう。

ハ 付随車」とは、原動機付自転車によつてけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する道路運送車両である。

ハ 付随車」とは、原動機付自転車によつてけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する道路運送車両である。

ハ 付随車」とは、原動機付自転車によつてけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する道路運送車両である。

第二条 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)十二メートル(セミトレーラのうち告示で定めるものについては、十三メートル)、幅一・五メートル、高さ一・八メートルを超えてはならない。

ハ 次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各





一 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものとして、強度、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものであること。

二 車体の外形その他の自動車の形状は、鋭い突起がないこと、回転部分が突出していないことと等他の交通の安全を妨げるおそれがないものとして、告示で定める基準に適合するものであること。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

三 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、告示で定める距離以下であること。ただし、大型特殊自動車であつて、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

一 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの

二 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの

三 前二号の自動車の形状に類する自動車として告示で定めるもの

四 二輪自動車

五 側車付二輪自動車

六 カタピラ及びそりを有する軽自動車

七 大型特殊自動車

八 小型特殊自動車

九 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車

十 被牽引自動車

十一 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

十二 専ら乗用の用に供する自動車であつて次に掲げるもの

二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九	<p>二 車両総重量二・五トンを超えるもの</p> <p>三 前二号の自動車の形状に類する自動車として告示で定めるもの</p> <p>四 二輪自動車</p> <p>五 側車付二輪自動車</p> <p>六 カタピラ及びそりを有する軽自動車</p> <p>七 大型特殊自動車</p> <p>八 小型特殊自動車</p> <p>九 被牽引自動車</p> <p>十 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車体及び車体は、当該自動車の側面の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち変形を生じた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保</p>
---	---

護に係る性能に關し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの

二 貨物の運送の用に供する自動車であつて、運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が二十二・〇度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が一・三〇以上のもの

三 車両総重量三・五トンを超える自動車

四 前三号の自動車の形状に類する自動車

五 二輪自動車

六 側車付二輪自動車

七 三輪自動車

八 カタピラ及びそりを有する軽自動車

九 大型特殊自動車

十 小型特殊自動車

十一 被牽引自動車

一 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車体及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に關し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの

二 前号の自動車の形状に類する自動車

三 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量三・五トン以下であり、かつ、運転者席の着席基準点が前車軸中心線から後方に一・一メートルの線より後方に位置するものを除く。）

四 前号の自動車の形状に類する自動車

五 二輪自動車

六 側車付二輪自動車

七 カタピラ及びそりを有する軽自動車

八 大型特殊自動車

九 小型特殊自動車

十 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車

十一 被牽引自動車

一 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車体及び車体は、当該自動車の車体の上部が転

一	乗車定員十七人以下の自動車
二	車両総重量十二トン以下の自動車
三	立席を有する自動車
四	二階建ての自動車
五	貨物の運送の用に供する自動車
六	前各号の自動車の形状に類する自動車
七	二輪自動車
八	側車付二輪自動車
九	三輪自動車
十	カタピラ及びそりを有する軽自動車
十一	大型特殊自動車
十二	小型特殊自動車
十三	自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならぬ。
十四	専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉社法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は児児の運送を目的とする自動車（乗車定員一人以上ものに限る）の車体の前面、後面及び両側面には、告示で定めるところにより、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。
十五	（巻込防止装置等）
十六	第十八条の二 貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が八トン以上の普通自動車（乗車定員十一人以上の自動車及びその形状が乗車定員一人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車にあっては、この限りない。

2 巻込防止装置は、その性能を損なわないよう  
に、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で  
定める基準に適合するように取り付けられなければ  
ならない。

3 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カ  
タピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自  
動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自  
動車並びに牽引自動車を除く。）の後面には、  
他の自動車が追突した場合に追突した自動車の  
車体前部が突入することを有効に防止すること  
ができるものとして、強度、形状等に関し告示  
で定める基準に適合する突入防止装置を備えな  
ければならない。ただし、突入防止装置を備えた  
自動車と同程度以上に他の自動車が追突した  
場合に追突した自動車の車体前部が突入するこ  
とを防止することができる構造を有するものと  
して告示で定める構造の自動車にあつては、こ  
の限りでない。

4 突入防止装置は、その性能を損なわないよう  
に、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で  
定める基準に適合するよう取り付けられなけ  
ればならない。

5 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動  
車、被牽引自動車及び前部潜り込み防止装置を  
備えることができるものとして告示で定める  
基準に適合するように取り付けられなけれ  
ばならない。

6 前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわ  
ないように、かつ、取付位置、取付方法等に関  
して告示で定める基準に適合するよう取り付け  
られない。

**第十九条 牽引自動車及び被牽引自動車の連結**  
(連結装置)

第一項の規定に依るところ、前部潜り込み防  
止装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、牽引  
自動車と被牽引自動車とを相互に確実に結合す  
るものとして、強度、構造等に関し告示で定め  
る基準に適合するものでなければならない。

2 乗車装置（乗車装置）

**第二十条** 自動車の乗車装置は、乗車人員が動  
搖、衝撃等により転落又は転倒することなく安  
全な乗車を確保できるものとして、構造に関し  
告示で定める基準に適合するものでなければな  
らない。

3 乗車装置を備えた自動車には、これらの者の用に  
供する車室（以下「客室」という。）を備え  
なければならない。ただし、二輪自動車、側車  
付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自  
動車並びに緊急自動車にあつては、この限りで  
ない。

4 自動車の運転者室及び客室は、必要な換気を  
得られる構造でなければならない。

5 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、大型特殊自  
動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、  
座席ベルト、頭部後傾抑制装置、年少者用補助  
乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室  
及び客室の内装（次項において単に「内装」と  
いう。）には、告示で定める基準に適合する難  
燃性の材料を使用しなければならない。

6 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一  
人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動  
車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに  
最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を  
除く。）の内装のうち告示で定めるものは、乘  
車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとし  
て、乗車人員の保護に係る性能等に関し告示で  
定める基準に適合するものでなければならない。

2 乗車定員一人以上の自動車（高速道路  
等において運行しないものの限る。）

**第二十二条** 座席は、安全に着席できるものとし  
て、着席するに必要な空間（運転者席にあつて  
は、運転するに必要な空間）及び当該座席の向  
きに関し告示で定める基準に適合するように設  
けられていなければならない。ただし、自動車の運  
転者席以外の用に供する座席（ま  
たがり式の座席を除く。）は、安全に着席でき  
るものとして、その寸法に関し告示で定める基  
準に適合するものでなければならない。ただし、  
自動車の運転者席以外の用に供する座席（ま  
たがり式の座席を除く。）は、安全に着席でき  
るものとして、その寸法に関し告示で定める基  
準に適合するものでなければならない。ただし、  
乗車定員十人以上の自動車に限る。）の座席及び幼児専  
用車の幼児用座席以外の座席であつて第二十二  
条の三第1項に規定する座席ベルト及び当該座  
席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、  
この限りでない。

3 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、  
側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル  
毎時未満の自動車を除く。）及び貨物の運送  
の用に供する自動車（最高速度二十キロメートル  
毎時未満の自動車を除く。）及び貨物の運送  
の用に供する自動車（最高速度二十キロメートル  
毎時未満の自動車を除く。）の座席（当該座  
席の取付装置を含む。）は、当該自動車が衝突  
等による衝撃を受けた場合において、乗車人員  
等から受ける荷重に十分耐えるものとして、構  
造等に関し告示で定める基準に適合するもので  
なければならない。ただし、次の各号に掲げる  
座席にあつては、この限りでない。

一 またがり式の座席

二 容易に折り畳むことができる座席で通路そ  
の他専ら座席の用に供する床面以外の床面に  
設けられるもの

三 かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の  
回転角度の七倍未満である三輪自動車の運転  
者席の側方に設けられる一人用の座席

四 横向きに備えられた座席

五 後向きに備えられた座席

六 非常口付近に備えられた座席

七 法第四十七条の二の規定により自動車を点  
検する場合に取り外しを必要とする座席

2 乗車定員一人以上の自動車（高速道路  
等において運行しないものの限る。）

**第二十三条** 貨物の運送の用に供する自動車  
（乗車定員十一人以上の自動車には、大部分の  
窓の開放部が有効幅五百ミリメートル以上、有  
効高さ三百ミリメートル以上である場合に限  
り、その通路に補助座席を設けることができ  
る。）

**第二十二条の二** 自動車の補助座席、車掌用座席  
その他これに類する座席以外の座席の定員は、  
座席定員又は乗車定員のうち告示で定める割合  
以上でなければならない。

2 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席とし  
て設けることができない。

3 乗車定員十一人以上の自動車には、大部分の  
窓の開放部が有効幅五百ミリメートル以上、有  
効高さ三百ミリメートル以上である場合に限  
り、その通路に補助座席を設けることができ  
る。

2 乗車定員が十一人以上の自動車（高速道路  
等において運行しないものの限る。）

**第二十二条の三** 次の表の上欄に掲げる自動車  
(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度  
二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。)  
には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた  
場合において、同表の中欄に掲げるその自動車  
の座席（第二十二条第三項第一号から第三号ま  
で及び第六号に掲げる座席（第二号に掲げる座  
席にあつては、座席の後面部のみが折り畳む  
ことができるもの及び通路に設けられるものを  
除く。）並びに幼児専用車の幼児用座席を除く  
。）の乗車人員が、座席の前方に移動すること  
を防止し、又は上半身を過度に前傾することを  
防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座  
席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備え  
なければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
一 専ら乗用の用 に供する自動車で あつて、次に掲げ るもの	運転者席そ の他の座席	当該座席の 運転者席そ の他の座席
イ 乗車定員十人 未満の自動車	乗車人員 乗車定員十人 以上の中の乗車 定員	乗車人員 乗車定員十人 以上の中の乗車 定員
ロ 乗車定員十人 以上の中の乗車 定員	前向きのも の（以下こ の表におい て「前向き 座席」とい う。）（容易 に折り畳む ことができる 座席で通 路に設けら れるもの） （第三号に 掲げるものを 除く）	前方に移動 することを 防止し、か つ、上半身 を過度に前 傾すること を防止する ための座席 ベルト（以 下「第二種 座席ベル 」）



(乘降口)  
第二十五条

第二十五条 乗車定員十一人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外のすべての者が利用できる乗降口をその左側面に一個以上設けなければならない。  
乗車定員十一人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外のすべての者が利用できる乗降口をその左側面に一個以上設けなければならない。  
客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。但し、鎖、鎖ロープ等乗車している者が走行中に転落するのを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。

自動車（乗車定員十一人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして、構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、乗降口から直接着席できる座席のみの乗降口につては、この限りでない。

乗車定員十一人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるるものとして、大きさ、構造等に関する告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口につては、この限りでない。  
(非常口)

第二十六条 幼児専用車及び乗車定員三十人以上の自動車（緊急自動車を除く。）には、非常時に容易に脱出ができるものとして、設置位置、大きさ等に関し告示で定める基準に適合する非常出口を設けなければならない。ただし、すべての座席が乗降口から直接着席できる自動車については、この限りでない。  
非常口を設けた自動車には、非常口又はその附近に、見やすいように、非常口の位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならぬ。

位標を表示するときは、その火の色は緑色でなければならぬ。  
非常口を設けた自動車には、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置を備えなければならない。

(物品積載装置)  
**第二十七条** 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。  
2 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)第四条に規定する土砂等運搬大型自動車には、当該自動車の最大積載量をこえて同法第二条第一項に規定する土砂等を積載できるものとして告示で定める物品積載装置を備えではならない。  
(高圧ガス運送装置)  
**第二十八条** 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして、強度、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。  
(窓ガラス)  
**第二十九条** 自動車(最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車を除く。)の窓ガラスは、告示で定める基準に適合する安全ガラスでなければならない。ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所に備えられたものにあつては、この限りでない。  
2 自動車(最高速度四十キロメートル毎時未満の自動車を除く。)の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、强度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。  
3 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(告示で定める部分を除く。)は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。  
4 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるものの以外のものが装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。

二 檢査標章  
二の二 保安基準適合標章（中央点線のところから二つ折りとしたものに限る。）  
三 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第九条の二第一項（同法第九条の四において準用する場合を含む。）又は第十一条の二第一項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章

四 道路交通法第六十三条第四項の標章

五 削除

六 前各号に掲げるもののほか、運転者の視野の確保に支障がないものとして告示で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの

（騒音防止装置）

第三十条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）は、騒音を著しく発しないものとして、構造、騒音の大きさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

八 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑制することができるものとして、構造、騒音防止性能等に関し告示で定める基準に適合する消音器を備えなければならない。

九 法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を第一項の基準に適合させるものでなければならない。（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第三十一条 自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあらるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。

二 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を多量に発散しないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

三 前項の規定に適合させるために自動車に備えられるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして、構造、機能、性能等に

4 内燃機関を原動機とする自動車には、炭化水素等の発散を防止することができるものとして、機能・性能等に関し告示で定める基準に適合するプローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクラシックケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。

5 普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止することができるものとして、当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

6 自動車の客室内の冷房を行うための装置の導管及び安全装置は、乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

7 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

8 法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を第二項から第四項までの基準に適合せるものでなければならぬ。

（窒素酸化物排出自動車等の特例）

**第三十一条の二** 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十七条）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車であつて告示で定めるものは、告示で定める窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならぬ。

（前照灯等）

**第三十二条** 自動車（被牽引自動車を除く。第四項において同じ。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有する配光可変型前照灯（夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯

をいう。以下同じ。)を備える自動車として告示で定めるものにあつては、この限りでない。

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

走行用前照灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

自動車の前面には、それ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯又は最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車であつて光度が告示で定める基準未満である走行用前照灯を備えるものにあつては、この限りでない。

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。

配光可変型前照灯は、自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、必要な場合にあつてはその照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

配光可変型前照灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

自動車には、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する前照灯照射方向調節装置(前照灯(走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯)をいふ。以下この章において同じ。)の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。)を備えることができる。

11 配光可変型前照灯（当該灯火装置の光源から出される光の総量等が告示で定める性能を有するものに限る。）には、前照灯洗净器を備えなければならない。ただし、二輪自動車に備えるものにあつては、この限りではない。

12 前照灯洗净器は、前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、当該部分を洗净することにより前照灯の光度を回復できるものとして、洗净性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

13 前照灯洗净器は、その性能を損なわないよう前に、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（前部霧灯）

**第三十三条** 自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。

2 前部霧灯は、霧等により視界が制限される場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

3 前部霧灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

4 自動車には、前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する前部霧灯照射方向調節装置（前部霧灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。）を備えることができる。

（側方照射灯）

**第三十三条の二** 自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を一個ずつ備えることができる。

2 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 側方照射灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

(側方照射灯)  
**第三十三条の二**

前照灯（当該灯火装置の光源から総量等が告示で定める性能を有する。）には、前照灯洗浄器を備えない。ただし、二輪自動車に備えるは、この限りではない。器具は、前照灯のレンズ面の外側が合において、当該部分を洗浄する等に関し告示で定める基準に適合すればならない。

器具は、その性能を損なわないよう付位置、取付方法等に関し告示で適合するように取り付けられなければならぬ。

、その性能を損なわないよう、霧等により視界が制限されていて、自動車の前方を照らす照度をつ、その照射光線が他の交通を妨して、灯光の色、明るさ等に関し基準に適合するものでなければならぬ。

、前部霧灯の照射方向の調節に係し告示で定める基準に適合する前方調節装置（前部霧灯の照射方向車又は積載の状態に応じて鉛直方向の装置をいう。）を備えること

は、自動車が右左折又は進路の変更において、当該自動車の進行方向の障害物を確認でき、かつ、その交通を妨げないものとして、灯さ等に関し告示で定める基準に適合すればならない。

は、その性能を損なわないよう付位置、取付方法等に関し告示で適合するように取り付けられなけ

**第三十三条の三** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。

2 低速走行時側方照射灯は、自動車が告示で定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

3 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（車幅灯）

**第三十四条** 自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車並びに小型特殊自動車（長さ四・七メートル以下、幅一・七メートル以下、高さ二・〇メートル以下、かつ、最高速度十五キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項及び第四十条第一項において同じ。）を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車にあっては車幅灯を前面に一個備えればよいものとし、幅〇・八メートル以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあつては当該自動車に備えるすれば適用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

2 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅（二輪自動車にあつては、当該自動車の存在）を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に關し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 車幅灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に關し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

2

(低速走行時側方照射灯)  
**三十三条の三** 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。

低速走行時側方照射灯は、自動車が告示で定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。されなければならない。

(車幅灯)

**三十四条** 自動車(カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ四・七メートル以下、幅一・七メートル以下、高さ二・〇メートル以下、かつ、最高速度十五キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項及び第四十条第一項において同じ。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車にあっては車幅灯を前面に一個備えればよいものとし、幅〇・八メートル以下の自動車(二輪自動車を除く。)にあつては当該自動車に備えるすれば違ひ用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅(二輪自動車にあつては、当該自動車の存在)を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に關し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

車幅灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に關し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

(前部上側端灯)

**三十四条の二** 自動車の前面の両側には、前部上側端灯を備えることができる。

2 前部上側端灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

3 前部上側端灯は、その性能を損なわないようになつて、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。(昼間走行灯)

第三十四条の三 自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面には、昼間走行灯を備えることができる。

2 昼間に走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 昼間走行灯は、その性能を損なわないようになつて、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

(前部反射器)

第三十五条 被けん引自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならない。

2 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 前部反射器は、その性能を損なわないようになつて、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

(側方灯及び側方反射器)

第三十五条の二 次に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器(第四号に掲げる自動車にあつては、側方反射器)を備えなければならない。

一 長さ六メートルを超える普通自動車  
二 長さ六メートル以下の普通自動車である牽引自動車  
三 長さ六メートル以下の普通自動車である被牽引自動車

四 二輪自動車  
五 ポール・トレーラ

2 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 側方灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならぬ。

4 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さ（第一項第四号に掲げる自動車については、当該自動車の存在）を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

5 側方反射器は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（番号灯）

第三十六条 自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車においては、この限りでない。

2 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 番号灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（尾灯）

第三十七条 自動車（最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそれらを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車には、尾灯を後面に一個備えなければならない。

2 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができ、かつ、そ

灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 尾灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（後部霧灯）

第三十七条の二 自動車の後面には、後部霧灯を備えることができる。

2 後部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 後部霧灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（駐車灯）

第三十七条の三 自動車の前面及び後面の両側（カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下以下の自動車において同じ。）又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。

2 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在及び後面又は後面（又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。

3 駐車灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（後部反射器）  
第三十八条 自動車の後面には、後部反射器を備えなければならない。

2 後部反射器は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 後部反射器は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（大型後部反射器）

第三十八条の二 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が七トン以上のものの後面には、前条の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。

2 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（制動灯）  
第三十九条 自動車（最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。

2 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下同様。）の操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 制動灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（再帰反射材）

第三十八条の三 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の前面（被牽引自動車の前面に限る。）、両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。

1 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの

2 前号の自動車の形状に類する自動車

定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

3 後部上側端灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（後部上側端灯）

第三十七条の四 自動車には、後部上側端灯を備えることができる。

2 後部上側端灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

3 後部上側端灯は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（側面灯）

第三十九条の二 次に掲げる自動車（二輪自動車、側面車二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。

2 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 補助制動灯は、その性能を損なわないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（再帰反射材）

第三十九条の三 貨物の運送の用に供する自動車（バン型の自動車に限る。）であつて車両総重量が三・五トン以下のもの

2 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の前方（被牽引自動車の前方に限る。）側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 再帰反射材は、その性能を損なわないよう、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。





運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する洗净液噴射装置及びデフロスターを備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスターは備えることを要しない。

#### (速度計等)

**第四十六条** 自動車（最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し告示で定める基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならぬ。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもつて速度計に代えることができる。

**2** 自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し告示で定められた基準に適合する走行距離計を備えなければならぬ。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもつて走行距離計に代えることができる。

**(事故情報計測・記録装置)**

**第四十六条の二** 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、記録性能等に関し告示で定める基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。

**第四十七条** 次に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。

**(消火器)**

一 火薬類（第五十一条各号に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）

## 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第三に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）

三 告示で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）

四 百五十キログラム以上の高压ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）

五 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高压ガスを運送する自動車を牽引する牽引自動車

六 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年總理府令第五十六号）第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除き、同条第二項に定めるI P-1型輸送物、I P-2型輸送物及びI P-3型輸送物を含む。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年總理府令第五十七号）第三条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車

七 乗車定員一人以上の自動車

八 乗車定員十一人以上の自動車を牽引する牽引自動車

九 幼児専用車

一〇 前項各号に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

**(内圧容器及びその附属装置)**

**第四十七条の二** 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えるものとして、規格、表示、取付け等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

**(緊急自動車)**

運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する洗净液噴射装置及びデフロスターを備えなければならない。

ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスターは備えることを要しない。

**第四十八条** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する

軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、自動運行装置を備えることができるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

四 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

五 法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受ける自動運行装置は、当該装置を備える自動車を前項の基準に適合させることでなければならない。

六 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年總理府令第五十六号）第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除き、同条第二項に定めるI P-1型輸送物、I P-2型輸送物及びI P-3型輸送物を含む。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年總理府令第五十七号）第三条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車

七 乗車定員一人以上の自動車

八 乗車定員十一人以上の自動車を牽引する牽引自動車

九 幼児専用車

一〇 前項各号に掲げる自動車に備える運行記録計を備えなければならない。

**(運行記録計)**

**第四十八条の二** 次の各号に掲げる自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。

一 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上のもの

二 前号の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

三 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上のもの

四 前項各号に掲げる自動車に備える運行記録計は、二十四時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び二時間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

五 前項各号に掲げる自動車に備える運行記録計が五トン以上のもの

六 前項各号に掲げる自動車に備える運行記録計は、二十四時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び二時間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

**(速度表示装置)**

**第四十八条の三** 自動車には、速度表示装置を備えることができる。

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に表示することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

速度表示装置は、その性能を損なわないよう速度表示装置に適合するよう取り付けられなければならない。

緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

四十九条の二 道路維持作業用自動車には、当該自動車が道路維持作業用自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

五 道路維持作業用自動車（地方公共団体その他の団体が自主防犯活動のため使用的する自動車であつて告示で定めるもの）には、青色防犯灯を備えなければならない。

六 青色防犯灯は、当該自動車が自主防犯活動用自動車であることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

七 青色防犯灯は、その性能を損なわないよう青色防犯灯は、当該自動車が自主防犯活動用自動車であることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

八 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

九 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

十 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

十一 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

十二 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

十三 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

十四 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

十五 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

十六 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

十七 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

十八 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

十九 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

二十 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

二十一 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

二十二 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

二十三 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

二十四 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

二十五 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

二十六 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

二十七 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

二十八 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

二十九 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

三十 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

三十一 青色防犯灯は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

(火薬類を運送する自動車)

**第五十一条** 火薬類を運送する自動車は、第二条から第四十八条の三までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装備等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。ただし、次に掲げる数量以下の火薬類を運送する自動車にあつては、この限りでない。

- 一 火薬にあつては、五キログラム
- 二 猛銃雷管にあつては、二千個
- 三 実包、空包、信管又は火管にあつては、二百個

(危険物を運送する自動車)

**第五十二条** 危険物を運送する自動車は、第一条から第四十八条の三までの規定によるほか、危険物を安全に運送できるものとして、構造、装備等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

(乗車定員及び最大積載量)

**第五十三条** 自動車の乗車定員又は最大積載量は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できるものとして、告示で定める基準に基づき算出される範囲内において乗車し又は積載することができる人員又は物品の積載量のうち最大のものとする。ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く)にあつては乗車定員二人以下、車両総重量二トン未満の牽引自動車にあつては乗車定員なしとつて表すものとする。この場合において、十二歳以上の者は、十二歳未満の小児又は幼児(臨時乗車定員)。

**第五十四条** 地方運輸局長は、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(前条に掲げる改正後の規定により地方運輸局長が適用しないものでなければならぬ)について、前項の乗車定員のほか、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を附して、臨時乗車定員を定めることができる。

- 2 前項の臨時乗車定員は、告示で定める人数を超えないものでなければならない。
- 3 前項第二項の規定は、第一項の臨時乗車定員について準用する。

**第五十五条** 地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用的の態様が特殊であることにより(基準の緩和)

保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、本章の規定及びこれに基づく告示であつて当該自動車について適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣が告示で定めるもののうち、地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。

**第五十六条** 製造又は改造の過程にある自動車で、又は法第三十六条の二第一項(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の臨時運行の許可又は法第三十六条の二第二項(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の許可を受けて運行のよう供するものについては、工場と工場、保管施設若しくは試験場との間又はこれらの相互間を運行する場合に限り、本章の規定及びこれに基づく告示のうち当該自動車について適用しなくても保安上及び公害防止上支出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 車名及び型式

三 種別及び用途

四 車体の形状

五 車台番号

六 使用の本拠の位置

七 構造又は使用の態様の特殊性

八 認定により適用を除外する規定

九 認定を必要とする理由

四 前項の申請書には、同項第八号に掲げる規定を適用しない場合においても保安上及び公害防

止上支障がないことを証する書面を添付しなければならない。

五 地方運輸局長は、第三項の申請者に対し、前二項に規定するものほか、第三項第九号の事項として同項の申請書に記載した輸送の必要性を示す書面その他必要な書面の提出を求めることができる。

六 地方運輸局長は、次の各号の一に該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定の取消しを求める申請があつたとき。
- 二 第一項の規定により地方運輸局長が適用しないことにより保安上又は公害防止上の支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

三 第二項の規定による条件又は制限に違反したとき。

四 地方運輸局長は、次の各号の一に該当する場合にあつては、この限りでない。

- 一 國土交通大臣が構造又は装置について本章に定めた試作自動車又は試験自動車でその運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を付したものについては、当該構造又は装置に係る本章の規定は、適用しない。
- 二 第一項の規定により地方運輸局長が適用しないことにより保安上又は公害防止上の支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

五 第二項の規定により地方運輸局長が適用しないことにより保安上又は公害防止上の支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

六 第二項の規定により地方運輸局長が適用しないことにより保安上又は公害防止上の支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

七 第二項の規定により地方運輸局長が適用しないことにより保安上又は公害防止上の支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

八 第二項の規定により地方運輸局長が適用しないことにより保安上又は公害防止上の支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

九 第二項の規定により地方運輸局長が適用しないことにより保安上又は公害防止上の支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

十 第二項の規定により地方運輸局長が適用しないことにより保安上又は公害防止上の支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

疑うに足りる相当な理由があるときは、第一項の認定をしないものとする。

**第五十八条の二** 締約国登録自動車については、第三条及び第五条から第五十四条までの規定は、適用しない。

一 締約国登録自動車の装置は、道路交通に関する条約附属書六(以下「附属書六」という。)の規定に適合しなければならない。

二 締約国登録自動車の乗車定員又は最大積載量は、当該自動車の登録国の権限のある当局が乗車定員又は最大積載量を宣言した場合にあっては、當該乗車定員又は最大積載量とし、その他乗車にあつては、附属書六の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車し又は積載することができる。

三 締約国登録自動車の乗車定員又は最大積載量は、當該自動車の登録国に権限のある当局が乗車定員又は最大積載量を宣言した場合にあっては、當該乗車定員又は最大積載量とし、その他乗車にあつては、附属書六の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車し又は積載することができる。

四 第三章 原動機付自転車の保安基準

第一節 一般原動機付自転車の保安基準

(長さ、幅及び高さ)

五 第五十九条 一般原動機付自転車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・メートルを超えてはならない。ただし、地方運輸局長の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

六 第六十一条 一般原動機付自転車(付随車を除く。)には、走行中の一般原動機付自転車が確実かつ安全に減速及び停止を行ふことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該一般原動機付自転車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し告示で定める基準に適合する二系統以上の制動装置を備えなければならない。

七 第五十七条 法第九十九条の自動車については、本章の規定及びこれに基づく告示のうち当該自動車について適用しなくてても保安上及び公害防止上の支障がないものとして、國土交通大臣が構造又は装置について本章の規定は、適用しない。

八 第五十八条 法第二章の規定が改正された場合における改正後の規定の適用に関しては、告示で、当該規定の適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。

(締約国登録自動車の特例)

第三条及び第五条から第五十四条までの規定は、適用しない。

一 締約国登録自動車の装置は、道路交通に関する条約附属書六(以下「附属書六」という。)の規定に適合しなければならない。

二 締約国登録自動車の乗車定員又は最大積載量は、當該自動車の登録国に権限のある当局が乗車定員又は最大積載量を宣言した場合にあっては、當該乗車定員又は最大積載量とし、その他乗車にあつては、附属書六の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車し又は積載することができる。

三 締約国登録自動車の乗車定員又は最大積載量は、當該自動車の登録国に権限のある当局が乗車定員又は最大積載量を宣言した場合にあっては、當該乗車定員又は最大積載量とし、その他乗車にあつては、附属書六の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車し又は積載することができる。

四 第三章 原動機付自転車の保安基準

第一節 一般原動機付自転車の保安基準

(長さ、幅及び高さ)

五 第五十九条 一般原動機付自転車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・メートルを超えてはならない。ただし、地方運輸局長の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

六 第六十一条 一般原動機付自転車(付随車を除く。)には、走行中の一般原動機付自転車が確実かつ安全に減速及び停止を行ふことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該一般原動機付自転車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に關し告示で定める基準に適合する二系統以上の制動装置を備えなければならない。

七 第五十七条 法第九十九条の自動車については、本章の規定及びこれに基づく告示のうち当該自動車について適用しなくてても保安上及び公害防止上の支障がないものとして、國土交通大臣が構造又は装置について本章の規定は、適用しない。

八 第五十八条 法第二章の規定が改正された場合における改正後の規定の適用に関しては、告示で、当該規定の適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。

(車体)

**第六十一条の二** 一般原動機付自転車（二輪のもの及び付随車を除く。）の車体は、次の基準に適合するものでなければならない。

一 車体は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、構造等に関し告示で定める基準に適合するものであること。

二 車体の外形その他一般原動機付自転車の形状は、回転部分が突出していないこと等他の状況を向上させるものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものである。

三 車体の外観その他の交通から視認性を向上させるものとして、强度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものである。

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

**第六十二条の三** 一般原動機付自転車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。

2 一般原動機付自転車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を多量に発散しないものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 前項の規定に適合させるために一般原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置の機能を損なわなものとして構造、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 内燃機関を原動機とする一般原動機付自転車には、炭化水素等の発散を防止することができるものとして、性能等に関し告示で定める基準に適合するものとし得るものを備えなければならない。

5 一般原動機付自転車であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止することができるものとして、当該一般原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

6 一般原動機付自転車の排気管は、発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

(前照灯)

**第六十二条** 一般原動機付自転車（付随車を除く。）の前面には、前照灯を備えなければならない。

2 前照灯は、夜間に一般原動機付自転車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、强度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 前照灯は、夜間に一般原動機付自転車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、强度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

5 前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

(番号灯)

**第六十二条の二** 一般原動機付自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満のものを除く。第六十二条の三、第六十二条の四、第六十四条の三、第六十五条の二、第六十五条の三、第六十六条の二及び第六十六条の三において同じ。）の番号灯は、夜間にその後面に取り付けた市町村（特別区を含む。）の条例で付すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 番号灯は、夜間に一般原動機付自転車の後方にある他の交通に当該一般原動機付自転車の後方にある他の交通に示すことができるものとして、反射光の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定められたる他の交通に示すことができるものとして、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあつては、その間、当該制動灯については前二項の基準は適用しない。

(後部反射器)

**第六十三条** 一般原動機付自転車の後面には、後部反射器を備えなければならない。

2 後部反射器は、夜間に一般原動機付自転車の後方にある他の交通に当該一般原動機付自転車の後方にある他の交通に示すことができるものとして、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

(尾灯)

**第六十二条の三** 一般原動機付自転車の後面には、尾灯を備えなければならない。

2 尾灯は、夜間に一般原動機付自転車の後方にある他の交通に当該一般原動機付自転車の存在を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

(警音器)

**第六十四条** 一般原動機付自転車（付随車を除く。）には、警音器を備えなければならない。

2 警音器の警報音発生装置は、次項に定める警音器の性能を確保できるものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

(制動灯)

**第六十二条の四** 一般原動機付自転車の後面には、制動灯を備えなければならない。

2 制動灯は、一般原動機付自転車の後方にある他の交通に当該一般原動機付自転車の制動装置が作動していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

て、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあつては、その間、当該制動灯については前二項の基準は適用しない。

5 方向指示器は、その性能を損なわないよう

に、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

6 後部反射器は、その性能を損なわないよう

に、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

7 警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警報することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

8 警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警報することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

9 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するよう取り付けられなければならない。

10 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するよう取り付けられなければならない。

11 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するよう取り付けられなければならない。

12 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するよう取り付けられなければならない。

13 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するよう取り付けられなければならない。

14 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するよう取り付けられなければならない。

2 内燃機関を原動機とする一般原動機付自転車には、騒音の発生を有効に抑制することができるものとして、構造、騒音防止性能等に関し告示で定める基準に適合する消音器を備えなければならない。

3 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

5 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

6 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

7 方向指示器は、その性能を損なわないよう

に、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

8 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

9 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

10 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

11 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

12 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

13 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

14 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

15 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

16 方向指示器は、一般原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17





五号及び第六号を加える改正規定、第五十条第四項を加える改正規定、第五十二条の改正規定、第五十九条第一項の表中「第二十五条第三号及び第五十二条第七号」を「及び第二十五条第四項第三号」に改める改正規定並びに次項の規定は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 改正後の第五十条第一項第五号及び第六号並びに改正後の同条第四項第二号から第四号までの規定は、昭和三十五年三月三十日において現に旅客自動車運送事業用自動車である自動車については、適用しない。

附 則（昭和三五年七月一日運輸省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年二月一七日運輸省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二八日運輸省令第五〇号）抄

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第四十四条の改正規定及び附則第四項の規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和三八年一〇月一日運輸省令第一号）抄

この省令は、昭和三十八年十月十五日から施行する。

附 則（昭和三九年九月五日運輸省令第六四号）抄

この省令は、昭和三十九年九月六日から施行する。

附 則（昭和四一年七月三〇日運輸省令第一四六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年五月一六日運輸省令第一二二号）抄

この省令は、昭和四十二年九月一日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一日運輸省令第一六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十二条の改正規定、第四十八条の二の一次に一条を加える改正規定、第五十一条第一項及び第五十二条第一項の改正規定、第五十四条の二の一次に一条を加える改正規定、第五十五条第一項及び第五十六条第一項及び第五十七条の改正規定（速度表示装置に係る部分に限る。）並びに改正後

びに次項から附則第四項までの規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年七月四日運輸省令第二八号）抄

この省令は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

附 則（昭和四四年六月一二日運輸省令第五五六号）抄

この省令は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

附 則（昭和四四年六月一二日運輸省令第三五号）抄

この省令は、昭和四十五年六月一日から施行する。ただし、第三十四条第二項第四号を加える改正規定及び同条第三項を加える改正規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四五年七月二三日運輸省令第六三号）抄

この省令は、昭和四十五年八月一日から施行する。ただし、第三十一条第二項の改正規定及び次項の規定は昭和四十四年九月一日から、第十八条第六項を加える改正規定及び別記様式を加える改正規定は昭和四十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和四四年一二月二六日運輸省令第六〇号）抄

この省令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和四五年一二月四日運輸省令第一号）抄

この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。ただし、第一条第一項第十一号の改正規定、第三十三条の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）、第四十七条の改正規定、第六十五条第二項を加える改正規定及び別表第一の次一表を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

第九号）  
この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第三十一条に第八項を加える改

正規定は同年七月一日から、同条第三項の改正規定は同年十月一日から施行する。

附 則（昭和四七年二月一二日運輸省令第六二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四八年一月八日運輸省令第一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十八年五月一日から施行する。

附 則（昭和四八年四月二八日運輸省令第一六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十八年五月一日から施行する。

附 則（昭和四八年七月六日運輸省令第二三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。ただし、第二十七条に一項を加える改正規定は、同年九月一日から、第十八条第一項第三号の改正規定（回転部分の突出に係る部分に限る。）は、昭和四十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和四八年一〇月一一日運輸省令第三六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年一月二十五日運輸省令第二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準第五十八条第六項、第七項及び第十六項の自動車について新規検査又は予備検査を申請する者については、第二条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則第三十六条第五項（同令第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

附 則（昭和四九年五月二十四日運輸省令第一八号）抄

（施行期日）

1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 第二条の規定並びに第四条の規定中道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規

1	この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
2	附則第二項及び第三項の規定（公布の日）
2	第三十一条第五項及び第六項の改正規定並びに第五十八条に三項を加える改正規定（同条第二十八項に係る部分を除く。）昭和五十年八月一日
3	三 前二号に掲げる規定以外の規定 昭和五十年四月一日
2	削除
3 2	附則（昭和五十二年一月二十七日運輸省令第二号）
	この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五十二年一月一七日運輸省令第三四号）	この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。
附則（昭和五十三年二月四日運輸省令第五号）	この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第三十一条第九項の改正規定は公布の日から、同令第三十一条第六項及び第十三項の改正規定、同令第五十八条に四項を加える改正規定（同条第三十二項に係る部分に限る。）、同令第六十五条第二項の改正規定及び同令第六十七条の二に一項を加える改正規定は同年四月一日から施行する。
附則（昭和五十三年一月二七日運輸省令第六二号）	この省令は、昭和五十三年十二月一日から施行する。
附則（昭和五十三年一二月二八日運輸省令第七四号）	この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一号第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。
1	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）
2	改正後の第十八条の二第一項の規定は、昭和四十三年七月三十一日以前に製作された貨物のを除く。）に対する改正後の第四十四条第三

3	運送の用に供する普通自動車（車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上のものに限る。）及びこの省令の施行の日前に製作された車両総重量が八トン以上の普通自動車（貨物の運送の用に供する自動車、乗車定員十一人以上の自動車及びその形状が乗車定員十一人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）については、昭和五十五年十月三十一日までは、適応しない。
3	この省令の施行の日前に製作された貨物の運送の用に供する車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車（昭和四十三年七月三十一日以前に製作されたものを除く。）に対する改正後の第十八条の二第一項第一号中「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形狀」とあるのは「歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造」と、同項第二号中「地上四百五十ミリメートル以下、その上縁の高さが地上六百五十ミリメートル以上となるように取り付けられ、かつ、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるもの」とあるのは「地上六百ミリメートル以下」と読み替えるものとする。
4	貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上のものを除く。）に対する改正後の第十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、告示で定めるものとする。
5	この省令の施行の日前に製作された自動車については、改正後の第四十一条第四項の規定にかかるわらず、昭和五十五年十月三十一日までは、なお従前の例による。
6	昭和五十年十一月三十日以前に製作された自動車に対する改正後の第四十四条第三項の表第二号の規定の適用については、昭和五十五年十月三十一日までは、同号中「二メートルの距離」（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。
1	（施行期日） この省令中、第三十一条第六項の改正規定、第五十五条第一項の改正規定、第五十八条に二項を加える改正規定（同条第四十項に係る部分に限る。）及び次項の規定（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七四号）附則第一項）抄

1	（施行期日） この省令中、第三十一条第一項の表第二号の改正規定、同条第三項の表第四号の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、第五十八条に四項を加える改正規定（同条第三十六項から第三十八項までに係る部分に限り、同令第三十一条第六項及び第十三項の改正規定、同令第五十八条に四項を加える改正規定（同条第三十二項に係る部分に限る。）、同令第六十五条第二項の改正規定及び同令第六十七条の二に一項を加える改正規定は同年四月一日から施行する。）及び次項の規定（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七四号）附則第二十二項、第二十四項、第二十六項及び第二十七項に係る部分に限る。）は昭和五十七年一月一日から、その他の規定は同年十二月一日から施行する。
1	（施行期日） この省令中、第三十一条第六項の改正規定、第五十五条第一項の改正規定、第五十八条に二項を加える改正規定（同条第四十項に係る部分に限る。）及び次項の規定（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七四号）附則第一項）抄
1	（施行期日） この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、第三十条第一項の改正規定、第三十条第二項の改正規定中「掲げる自動車」の下に「（被けん引自動車を除く。）」を加える部分及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。
1	（施行期日） この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

1	附則（昭和五七年三月二十四日運輸省令第四号）抄
1	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。
1	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。
1	（施行期日） この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
1	（施行期日） この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約の行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政に対してもした申請、届出その他に掲げる行政に対してもした申請、届出その他に掲げる行政(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政に対してもした申請等とみなす。

北海海運局長	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)	北海道運輸局長
東北海運局長	東北運輸局長	東北運輸局長
新潟運輸局長	新潟運輸局長	新潟運輸局長
関東運輸局長	関東運輸局長	関東運輸局長
中部運輸局長	中部運輸局長	中部運輸局長
近畿運輸局長	近畿運輸局長	近畿運輸局長
中国運輸局長	中国運輸局長	中国運輸局長
四国運輸局長	四国運輸局長	四国運輸局長
九州運輸局長	九州運輸局長	九州運輸局長
神戸海運監理部長	神戸海運監理部長	神戸海運監理部長
関東海運局長	関東海運局長	関東海運局長
東海海運局長	東海海運局長	東海海運局長
近畿海運局長	近畿海運局長	近畿海運局長
中国海運局長	中国海運局長	中国海運局長
四国海運局長	四国海運局長	四国海運局長
九州海運局長	九州海運局長	九州海運局長
神戸海運局長	神戸海運局長	神戸海運局長
仙台陸運局長	仙台陸運局長	仙台陸運局長
新潟陸運局長	新潟陸運局長	新潟陸運局長
東京陸運局長	東京陸運局長	東京陸運局長
名古屋陸運局長	名古屋陸運局長	名古屋陸運局長
大阪陸運局長	大阪陸運局長	大阪陸運局長
広島陸運局長	広島陸運局長	広島陸運局長
高松陸運局長	高松陸運局長	高松陸運局長
福岡陸運局長	福岡陸運局長	福岡陸運局長
九州運輸局長	九州運輸局長	九州運輸局長

**附 則 (昭和五九年一〇月一九日運輸省令)**

(施行期日) **令第三四号** 抄

1 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

2 第三十条第二項の改正規定、第五十八条に二項を加える改正規定(同条第四十

三項に係る部分に限る。)及び次項の規定(道

路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令

第七十四号)附則第三十七項及び第三十九項に係る部分に限る。)は、同年十一月一日から施行する。

**附 則 (昭和六〇年九月二十五日運輸省令)**

(施行期日) **第三一号** 抄

1 この省令の規定は、公布の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行す

る。

1 (施行期日) **第一条** この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 (施行期日) **第二条** 第二条及び附則第五項の規定は、昭和六一年一月一日から施行する。

1 (施行期日) **第三条** 第三条及び附則第五項及び第九項の規定は、昭和五年十月一日から施行する。

1 (施行期日) **第四条** 第四条及び附則第四項及び第八項の規定は、昭和四年十月一日から施行する。

1 (施行期日) **第五条** 第五条及び附則第五項の規定は、昭和六年四月一日から施行する。

1 (施行期日) **第六条** 第六条及び附則第五項の規定は、昭和六年五月三十日まで適用しない。

1 (施行期日) **第七号** 第七号及び附則第五項の規定は、昭和六年六月一日から施行する。

1 (施行期日) **第八号** 第八号及び附則第五項の規定は、昭和六年七月一日から施行する。

1 (施行期日) **第九号** 第九号及び附則第五項の規定は、昭和六年八月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十号** 第十号及び附則第五項の規定は、昭和六年九月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十一号** 第十一号及び附則第五項の規定は、昭和六年十月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十二号** 第十二号及び附則第五項の規定は、昭和六年十一月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十三号** 第十三号及び附則第五項の規定は、昭和六年十二月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十四号** 第十四号及び附則第五項の規定は、昭和七年一月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十五号** 第十五号及び附則第五項の規定は、昭和七年二月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十六号** 第十六号及び附則第五項の規定は、昭和七年三月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十七号** 第十七号及び附則第五項の規定は、昭和七年四月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十八号** 第十八号及び附則第五項の規定は、昭和七年五月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十九号** 第十九号及び附則第五項の規定は、昭和七年六月一日から施行する。

**附 則 (昭和六三年二月二九日運輸省令)**

(施行期日) **第四号** 抄

1 この省令中、第三十一条第六項の表の改正規定(同表第一号に係る部分に限る。)第五十八条に二項を加える改正規定(同表第五十九項を加える部分に限る。)及び附則第二項の規定は、昭和六十年十二月一日から施行する。

1 (施行期日) **第五号** 第五号及び附則第五項の規定は、昭和六七年十月一日から施行する。

1 (施行期日) **第六号** 第六号及び附則第五項の規定は、昭和六年六月一日から施行する。

1 (施行期日) **第七号** 第七号及び附則第五項の規定は、昭和六年七月一日から施行する。

1 (施行期日) **第八号** 第八号及び附則第五項の規定は、昭和六年八月一日から施行する。

1 (施行期日) **第九号** 第九号及び附則第五項の規定は、昭和六年九月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十号** 第十号及び附則第五項の規定は、昭和六年十月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十一号** 第十一号及び附則第五項の規定は、昭和六年十一月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十二号** 第十二号及び附則第五項の規定は、昭和六年十二月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十三号** 第十三号及び附則第五項の規定は、昭和七年一月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十四号** 第十四号及び附則第五項の規定は、昭和七年二月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十五号** 第十五号及び附則第五項の規定は、昭和七年三月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十六号** 第十六号及び附則第五項の規定は、昭和七年四月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十七号** 第十七号及び附則第五項の規定は、昭和七年五月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十八号** 第十八号及び附則第五項の規定は、昭和七年六月一日から施行する。

1 (施行期日) **第十九号** 第十九号及び附則第五項の規定は、昭和七年七月一日から施行する。

1 (施行期日) **第二十号** 第二十号及び附則第五項の規定は、昭和七年八月一日から施行する。

1 (施行期日) **第二十一号** 第二十一号及び附則第五項の規定は、昭和七年九月一日から施行する。

1 (施行期日) **第二十二号** 第二十二号及び附則第五項の規定は、昭和七年十月一日から施行する。

1 (施行期日) **第二十三号** 第二十三号及び附則第五項の規定は、昭和七年十一月一日から施行する。

1 (施行期日) **第二十四号** 第二十四号及び附則第五項の規定は、昭和七年十二月一日から施行する。

1 (施行期日) **第二十五号** 第二十五号及び附則第五項の規定は、昭和八年一月一日から施行する。

二 第二条並びに附則第四項及び第八項の規定は、昭和四年十月一日から施行する。

三 第三条並びに附則第五項及び第九項の規定は、昭和五年十月一日から施行する。

四 前三号に掲げる規定以外の規定は、昭和六年十月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六三年一二月一六日運輸省令)**

(施行期日) **第三八号** 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六三年一二月二七日運輸省令)**

(施行期日) **第四八号** 抄

1 この省令は、平成元年二月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成元年二月二七日運輸省令)**

(施行期日) **第五号** 抄

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成元年三月二〇日運輸省令)**

(施行期日) **七号** 抄

1 この省令は、平成元年五月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成二年五月二二日運輸省令)**

(施行期日) **八号** 抄

1 この省令は、平成元年六月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成二年六月九日運輸省令)**

(施行期日) **九号** 抄

1 この省令は、平成元年五月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成二年七月二〇日運輸省令)**

(施行期日) **十号** 抄

1 この省令は、平成元年八月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成二年八月二日運輸省令)**

(施行期日) **十一号** 抄

1 この省令は、平成二年九月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成二年九月二日運輸省令)**

(施行期日) **十二号** 抄

1 この省令は、平成二年十月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成二年十月二日運輸省令)**

(施行期日) **十三号** 抄

1 この省令は、平成二年十一月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成二年十一月二日運輸省令)**

(施行期日) **十四号** 抄

1 この省令は、平成二年十二月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成二年十二月二日運輸省令)**

(施行期日) **十五号** 抄

1 この省令は、平成三年一月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成二年十二月三日運輸省令)**

(施行期日) **十六号** 抄

1 この省令は、平成三年二月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成二年二月二日運輸省令)**

(施行期日) **十七号** 抄

1 この省令は、平成三年三月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (平成二年三月三日運輸省令)**

(施行期日) **十八号** 抄

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

二 第二条並びに附則第四項及び第八項の規定は、昭和四年十月一日から施行する。

三 第三条並びに附則第五項及び第九項の規定は、昭和五年十月一日から施行する。

四 前三号に掲げる規定以外の規定は、昭和六年十月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六〇年九月二十五日運輸省令)**

(施行期日) **第三号** 抄

1 この省令は、同年十一月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六一年一二月一六日運輸省令)**

(施行期日) **第四号** 抄

1 この省令は、同年十二月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六一年一二月二七日運輸省令)**

(施行期日) **第五号** 抄

1 この省令は、同年三月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六一年三月二〇日運輸省令)**

(施行期日) **第六号** 抄

1 この省令は、同年四月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六一年四月二日運輸省令)**

(施行期日) **第七号** 抄

1 この省令は、同年五月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六一年五月三日運輸省令)**

(施行期日) **第八号** 抄

1 この省令は、同年六月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六一年六月三日運輸省令)**

(施行期日) **第九号** 抄

1 この省令は、同年七月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六一年七月二日運輸省令)**

(施行期日) **第十号** 抄

1 この省令は、同年八月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六一年八月二日運輸省令)**

(施行期日) **十一号** 抄

1 この省令は、同年九月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六一年九月三日運輸省令)**

(施行期日) **十二号** 抄

1 この省令は、同年十月一日から施行する。

1 (施行期日) **附則 (昭和六一年十月二日運輸省令)**

(施行期日) **十三号** 抄

1 この省令は、同年十一月一日から施行する。

(経過措置)





正前の道路運送車両法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十二条の三の二第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車に対する平成十年改正新令第三十条第二項の規定の適用については、同項中「同令第六十二条の三第一項」とあるのは「旧規則第六十二条の三第一項」と読み替えるものとする。

12 旧規則第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車に対する平成十年改正新令第三十一条の規定の適用については、同条第二項中「法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（型式指定自動車）」とあるのは「旧規則第六十三条」とあるのは「旧規則第六十三条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車にあつては同条第三項」と、同条第四項中「一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車にあつては道路運送車両法施行規則第六十三条」とあるのは「旧規則第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車にあつては同条第三項」と、同条第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた「一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車」と、同条第十項第三号の二中「一酸化炭素等発散防止指定自動車」とあるのは「及び旧規則第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車」とあるのは「旧規則第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車」と読み替えるものとする。

2 輸入された自動車であつてこの省令による改正後の道路運送車両の保安基準第五十八条第十九十八項の規定の適用を受けるものに備える騒音防止装置に対する道路運送車両の保安基準第三十条第四項の規定の適用については、平成十三年八月三十一日（この省令による改正後の道路運送車両の保安基準第五十八条第九十八項第二号に掲げる自動車にあつては、平成十四年八月三十日）までは、道路運送車両の保安基準第三十三条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第五十八条第九十七項及び第九十八項」とする。

附 則 （平成一年三月三一日運輸省令第一八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年九月一七日運輸省令第三九号）  
この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則 （平成二年九月三〇日運輸省令第五号）  
抄  
(施行期日)  
この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 （平成二年二月二一日運輸省令第四三号）  
この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 輸入された自動車であつてこの省令による改正後の道路運送車両の保安基準第五十八条第百六十六項の規定の適用を受けるものに備える騒音防止装置に対する道路運送車両の保安基準第三十条第四項の規定の適用については、平成十四年八月三十一日（この省令による改正後の道路運送車両の保安基準第五十八条第百十六項第一号及び第三号に掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日）までは、道路運送車両の保安基準第三十条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第五十八条第百十五項及び第百十六項」とする。

第一條　この省令は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（施行期日）  
省令第一八号　抄

（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年七月七日国土交通省  
令第八一號）抄

（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第一条、第三十三条、第三三十一条、第四十七条、第六十一条の二、第六十二条の二、第六十五条及び別表第一から別表第八までの改正規定並びに次条（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四中「第二条第十四条」を「第二条第十七号」に改める部分、同令第六十三条中「第二条第十五号」を「第二条第十八号」に改める部分、同令附則第七条（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四中「第二条第十四号」を「第二条第十七号」に改める部分並びに同令第一百一項及び第二百一項を削る部分並びに同令第八号様式の三及び第二十二号様式を改める部分を除く。）附則第三条及び第六条の規定は平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月二六日国土交通省令第九五号）  
この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月二〇日国土交通省令第五七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一二月二日国土交通省令第九七号）  
この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日国土交通省令第二八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年四月六日国土交通省令第四九号）  
この省令は、公布の日から施行する。



